

技能実習制度に関する協定

バングラデシュのCENTRAL OVERSEAS(以下「送出機関」という。)と日本のFOREIGNHUMAN RESOURCES COOP.(以下「監理団体」という。)は、監理団体と技能実習実施機関(以下「実習実施機関」という。)が、両国の法令の規定に基づき、送出機関から送出される技能実習生を対象として、以下の条件で実施する技能実習制度(以下「OTIT/SSW」という。)に関する協定(以下「本協定」という。)を締結する。

第1章 総則

第1条(目的)

OTIT/SSWは、バングラデシュの法令に基づき、日本の産業が有する技能、技術又は知識(以下「技能」という。)をバングラデシュに移転し、技能実習生に技能を習得させることにより、我が国の雇用の創出及び雇用の促進に貢献することを目的とする。バングラデにおける任務の発展、両国間の相互理解と友好関係の促進に一定の役割を担う人材の育成。

第2章 技能実習制度の基本的枠組み

第2条(我が国における在留期間)

我が国における在留期間は、出入国管理及び難民認定法(以下「法」という。)に規定する在留資格「技能実習1号(口)」、在留資格「技能実習2号(口)」及び在留資格「技能実習2号(口)」の期間に応じて、それぞれ別に定める。

「技能実習1号(口)」に係る在留期間は、1年を超えることはできない。

「技能実習1号(口)」及び「技能実習2号(口)」に係る在留期間の合計は、3年以内とすることができる。ただし、地方入国管理局の許可により「技能実習1号(口)」から「技能実習2号(口)」への在留資格の変更が認められる場合は、この限りではない。このため、技能実習生は、送出企業、送出機関、監理団体及び実習実施機関の同意を得て、在留資格の変更及び在留期間の更新を申請する必要がある。

「技能実習3号(口)」の実習期間は、2年以内に完了しなければならない。「技能実習3号(口)」については、「技能実習2号(口)」を修了後、1か月以上帰国して初めて「技能実習3号(口)」を開始することができる。

第3条(入国前の事前講習又は外部講習)

技能実習生が法の規定に基づき入国直後に受ける講習は、監理団体が関係規則等に基づき適切に実施するものとする。

講習時間は、6分の1以上とする。ただし、技能実習生が日本で実習を始める前6か月以内に、監理団体が実施する事前講習又は公衆が実施する外部講習を、次項に定める条件を満たす内容で、1か月以上、610時間以上行う場合は、滞在期間の12分の1以上とすることができる。

バングラデシュにおける事前講習又は外部講習は、日本での一般的な生活に関する日本語の知識及び技能の円滑な修得に役立つ知識について、バングラデシュにおいて座学(傍聴を含む)の形式で実施するものとする。

第4条(技能実習)

「技能実習1号(口)」とは、技能実習生が監理団体が行う技能の修得のために必要な講習を受けるとともに、実習実施者との雇用契約に基づき技能実習を行うことを意味する。出入国管理及び難民認定法に基づき作成された技能実習計画に基づく機関

技能実習生は、「技能実習1号(口)」を修了した後、実習実施機関と雇用契約を締結し、認定された技能実習計画に基づき、技能を磨くため、良好な職場において当該技能に関連する業務に従事することになります。

技能実習生が「技能実習2号(口)」修了後、雇用契約に基づき、認定された計画に基づき作成された技能実習計画に基づき、技能を習得するため、実習実施機関と雇用契約を締結し、技能を習得することになります。

技能実習生は、職場において技能に関する業務に従事しなければなりません。「技能実習2号(口)」から「技能実習3号(口)」に移行する過程において、異なる実習職場を選択する機会が与えられます。また、「技能実習3号(口)」への移行には、技能検定3級の合格が必要です。また、技